

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成29年11月20日（月）

開会 9時30分

閉会 11時15分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 藤森正也、課長補佐兼班長 長尾和子

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 山北正也、班長 加藤真也、
主幹 奥山充人

保健体育課 主査 長島浩二

教育政策課 課長 辻成尚、主幹 服部秀一、主査 松野あゆみ

高校教育課 課長 徳田嘉美、課長補佐兼班長 井ノ口誠充、
充指導主事 稲濱章誠、充指導主事 仲尾綾子

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第37号 専決処分の承認について（平成29年度三重県
一般会計補正予算（第7号））

原案可決

議案第38号 平成30年度教職員人事異動基本方針について

原案可決

議案第39号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について

原案可決

6 報告題件名

報告 1 平成30年度当初予算の要求状況について

報告 2 平成29年度三重県学校保健功労者表彰について

報告 3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（中間案）について

報告 4 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

報告 5 四日市工業高校ものづくり創造専攻科入学者選抜について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により、会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（11月8日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第39号は、人事に関する案件であるため、報告1は、県議会提出前のため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第37号及び議案第38号を審議し、公開の報告2から5の報告を受けた後、非公開の議案第39号を審議し、非公開の報告1の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第37号 専決処分の承認について（平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号））（公開）

（藤森教育財務課長説明）

議案第37号 専決処分の承認について（平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号））

平成29年11月16日急施を要したため、別紙のとおり平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成29年11月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめぐりいただき、ここにありますが、知事からの意見照会に対し、11月16日付けで原案に同意した回答文書でございます。その裏面が知事からの照会文書でございます。

それでは、1ページをご覧ください。先の台風21号により、11月22日から

23日にかけて発生した指定文化財と県立学校の災害復旧に要する費用を補正計上しております。なお、全庁的には翌週発生した台風22号の災害復旧費も計上しておりますが、教育委員会関係では22号に係るものは計上していません。

表をご覧ください。補正前の額（第6号補正後）とありますが、この第6号というのは、前回、ご審議をいただきました通常分の12月補正を表しております。その補正を反映した額に対し、今回、第7号が台風被害によるものでして、社会教育費として533万1千円、災害復旧費という新たな款を立てておりますが、教育施設災害復旧費1億933万4千円の計上でございます。

内容について、2ページをご覧ください。内訳は文化財保存管理事業費に533万1千円、台風21号の被害に係る文化財の復旧のための補助金の増額でございます。その下が、県立学校災害復旧費ですが、これは県立学校の修繕料、工事請負費等の増額でございます。

さらに、その詳細につきましては、3ページ、4ページでございます。3ページは、文化財の被害についての一覧でございます。3カ所ございまして、1つ目が、県指定史跡である田丸城跡、これは20カ所ほど崩壊、崩落がございましたが、今回、玉城中学校の通学路に当たるところの斜面の崩落1カ所について補助を行うということで、総事業費1,000万円に対して、2分の1の500万円を補助するものでございます。2つ目が近長谷寺の国指定の重要文化財の木造十一面観音立像の防災設備が被災しましたので、その修理、復旧で12万円の補助。3つ目が国指定の名勝である赤目の峡谷の遊歩道がき損したものに対して、21万1千円の補助を行います。

4ページが、県立学校に関するものですが、まず、大きく1つ目として、紀南高校の災害復旧費です。その中でも国の災害復旧事業で今、国の補助の申請を上げているのが、武道場床張り替え、エレベーター修繕で、合わせて2,300万円です。その下、(2)が、国の補助を受けずに県単独で災害復旧をするものでございまして、パソコン教室を1階から2階へ移設する経費、浸水した備品、消耗品類、廃棄物の処理、修繕等でございます。

大きな2番は、その他の県立学校の分でございまして、(1)国の災害復旧事業に係るものとして、四日市南高校の法面の土砂流出、擁壁の亀裂、松阪商業の土砂の流出、尾鷲高校のグラウンドの土の流出等を計上しております。

(2)では、それ以外に強風による暴風ネットの破損、屋根の破損、フェンスの破損、それ以外の屋外設備の破損を計上しております。

2ページに戻っていただきまして、下の表ですが、繰越明許費です。今、上げている工事の中で年度内の完了が困難であるということで繰越明許費を計上しているのが、四日市南高校の法面の改修、紀南高校の武道場の床の改修、伊勢まなび高校の体育館の床の修繕、この3つの工事を繰越明許費に計上しております。

なお、災害復旧関連の第7号は、この後、県議会において11月22日に議案上程され、先に第7号が審議をされることとなっております。11月30日に本会議で採決される予定となっております。

【質疑】

教育長

それでは、議案第37号についていかがでしょうか。ご質問等ございましたら。

岩崎委員

まずは、先ほど説明があったのでいうと、台風22号関連は。

教育財務課長

今回、特に学校ごとには被害は多少あるかもわかりませんが、大きな被害はないということです。

岩崎委員

大きな被害はなかったという認識でいいんですか。わかりました。

それから、繰越明許費に上がっている伊勢まなびの体育館の床の修繕というのは、災害復旧費の中には入らないんですか。

教育財務課長

災害復旧費に入ってます。この「等」の中で、大きな2番の(1)の中に含まれております。

岩崎委員

この「等」の中に入っている、そうですか。わかりました。

それから、確か紀南は紀伊半島水害のときも浸かりましたね。あのときに2階へ上げるといった話になったかなと思ったのですが。

副教育長

そのとき、今、委員がおっしゃったように必要なものを2階に上げたり、当時の教訓で大きな水害が生じる部分でいろいろ対応することがありましたが、今回、またこういう形になって、今回の被害が、あそこは全般に低いので、上のほうから出水があって浸かってきて、35センチぐらい浸かったという中で、特に大きな被害として武道館が浸かって床が剥がれてきたり、畳が全部使えなくなったり、教室の一部もパソコン教室がまだ1階にあったということで、床に配備してあるものが使えなくなったり、あるいは、エレベーターがあるんですが、今、エレベーターが必要な生徒はいませんが、それが被害を受けたことであるとか、教室なり職員室にあった教科書ですとか事務備品や設備も少し浸水したということで被害がございました。

ですので、おっしゃっていただいたように、平成23年の教訓に対応していますが、今回の分も、どの時期にもう少しどのような対応をしたら、もしこのような浸水があっても、被害が少なくなるかということも、もう一度改めて確認して、今後に十分生かしていきたいと思っております。

それから、地形的にあそこが一番低いところにあります。尾呂志川があって、そこがかなり増水すると、グラウンドから河川に排水するための管が2本か3本あるんですが、それを上回ってしまったのか、その前面のところに県管理道路があります。そちらのほうからずっと水が流れ込むということで、かなり影響を及ぼしていますので、県土整備部にも少し相談をさせていただいて、そのあたり、学校だけの対策だけではなくて、学校の位置がそういうところにあることも踏まえて、県管理道路の部分の排水などを、もう少しなんとかできないかというのは、今、調整をさせていただいております。

岩崎委員

もう1点、伊勢まなびは年度内完了が困難だったら、体育館を使っただけのさまざまな学校行事にも支障が起きることになるのでしょうか。

副教育長

全面的に使えないということではないと聞いております。ただ、全体を使っていたときに比べるとやはり支障がありますが、学校の中で少し危ないところはコーンを立てたりしながらやりくりをしていかざるを得ないと聞いております。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案通り可決する。－

・審議事項

議案第38号 平成30年度教職員人事異動基本方針について (公開)

(小見山教職員課長説明)

議案第38号 平成30年度教職員人事異動基本方針について

平成30年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成29年11月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページに平成30年度の教職員人事異動の基本方針(案)を付けております。この構成は、この基本方針と、3ページに小中の教職員の人事異動の実施要領(案)、あと、9ページに同じく県立の教職員の人事異動の実施要領をお付けしております。

基本方針は一つですが、実施要領を二つに分けているのは、県立学校の教職員については、県教委が直接、人事異動をさせていただきますが、小中の教職員については、市町の教育委員会が案について作業を行っていただき、それが県に内申という形で出され、県は任命権者として内申に基づいて行うという地教行法の仕組みに沿って人事も行います。そのような観点で実施要領を分けております。

1ページの基本方針ですが、基本的に昨年度と変えておりません。大事なところとして、下の3つの部分ですが、次の基本方針に基づいて、積極的・計画的に人事を行うということで、それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める、校長の意見を尊重する、教職員の年齢、教科、勤続年数等を考慮し、学校運営の組織の充実に努め、合わせて気風の刷新を図るという目的に資するような形で人事異動を行います。

3ページをご覧ください。小中の実施要領を簡単にご説明させていただきます。前段の部分ですが、先ほどご説明させていただいたとおり、全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携し、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。ま

た、校長の意向も踏まえ、市町教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教員の適正配置を旨としております。

項目は、大きく5つ、転任からその他までございますが、まず、転任です。これも簡単にご説明させていただきます。1つ目、地域間、市町間において一層の交流を図る。2つ目で、県立の特別支援学校との一層の交流。3つ目で、学校、事務局間の交流も図る。都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流、同一校に長年月、原則8年以上勤務する者については、積極的に異動。6つ目で、新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任を原則とする。同一校には3年以上、勤務することを原則とするということで、転任については、そのような考え方です。

2つ目が、昇任及び降任ということで、昇任について、管理職から主幹教諭、指導教諭についてのところを3ページ後半に記しておりますが、高い倫理観、リーダーシップ、課題解決能力、継続的な改善能力を持った者を充てたいということでございます。このほか、若手及び女性職員の意欲と能力を重視し、積極的な管理職等への登用。あと、管理職への昇任を伴う人事異動。管理職については、校長、教頭とも、選考試験を実施しており、それに合格した人が、それぞれ管理職の任用候補者名簿に登用されますが、その登用された人の中から適材適所に配置して昇任させるということです。4つ目の主幹教諭、指導教諭も同様です。あと、希望降任制度ということで、校長、教頭の任にある方等がご自身の都合などで、その任を降りたいということについて、ご自身が申し出て一般職にという形の制度も持っておりますので、必要に応じて活用しております。

「3 退職」の部分は割愛します。

4つ目の新規採用・再任用です。新規採用等は、新規採用者の育成が円滑に実施できるように学校へ配置するというので、一つ目のア、基本的には出身地又は生活の本拠地以外への配置に努めるというものです。イ、複式学級担任や特別支援学級担任への配置とか分校への配置を行わないということを原則に新採の配置を行います。

5つ目は、異動希望調書というのがございまして、それを提出いただき、それを見ながら丁寧に進めるというところです。

次に、9ページの県立のほうをご覧ください。大きな意味では変わりませんが、県が直接あたるという部分で、市町教育委員会等との連携うんぬんという観点の部分でございまして。一点、9ページの県立の実施要領で上段の上から2行目に下線を引いております。今年度、ここの部分だけ変更いたしました。新旧対照表は11ページですが、昨年度までは29年度実施要領が「学校の特色化の推進等」に向けてという形で、「等」とさせていただいていたのを「推進及び諸課題の解決に向け」という形で、より丁寧にさせていただきました。この書き方等について、小中の実施要領でも同様の書き方ですが、ここは「等」という形になっており、昨年のご説明の中でも、よりわかりやすくするためには、同様の形のほうがいいのではないかというご意見も頂戴しましたので、それらも踏まえ、今回、見直しをいたしました。それ以外は昨年と同じです。

戻っていただいて転任です。1から8まで基本的な部分の理念とか考え方は同様ですが、県立のところの(5)ですが、県下全域を担当しておりますので、その観点か

ら新採の配置について、24年度以降の新規採用者の方については、少しルールを設けております。

あと、8番も新採の部分ですが、競技力向上や運動部活動の強化に資するための教員の転任については、国体までは原則のルール3年から6年というのも一定緩和して、それによらない形の人事もあるということで、これも昨年度来同様の形で進めさせていただいております。

9ページ、10ページ、それ以外のところは、基本的には同様の考え方ですので、説明は省略させていただきます。

今後のスケジュールですが、今日ご説明させていただいた中身をもとに、今後、これから約4カ月間かけて人事異動の作業をしていきます。この中身、現実的には各先生方は、12月ぐらいに異動希望調書の記入をして、それを各学校長がとりまとめて、1月上旬にはそれらが提出されるということで、県立については、県教委が直接、それを受けて校長とのやり取りを通じて行っていきます。

小中学校の教員につきましては、県の組織の中で市町教育支援人事担当という組織がございます。全員で5地域、人事監5人という形で、全部で15人の組織ですが、1月以降、それぞれの職員が各県庁舎、四日市庁舎、松阪庁舎、伊勢庁舎、伊賀庁舎、尾鷲庁舎に分かれまして、そこで市町教委や地域の校長先生とお話をしながら、基本的な案について意見交換をして固めていく形になります。それらの結果が大体2月末から3月上旬にとりまとめられて、3月の教育委員会定例会において、管理職の部分については、議案として出させていただきます。それ以外の一般職員については、報告という形で出させていただく形で今後進めていきます。30年度の人事異動に向けて、以上のような形で今年度も進めたいと思っております。

【質疑】

教育長

議案第38号については、いかがでしょうか。

森脇委員

これは公開で今、議論しているということは、公表されるということですね。今日の午後に北勢地域の市町等教育長会議があるんですが、おそらくそこで新任の採用について、初任のときに北勢地域に来て、一生懸命育てても地元に戻ってしまうという話が出ると思うんですが、基本的に小中学校の場合、「4 新規採用・再任用」のところですが、出身地及び生活本拠地以外への配置に努めると書いてありますが、前からの経緯で同一地域であっても、ある一定数はそこに配置するというふうになっていたような気がしますが、それはここには書かれていないということですね。

教職員課長

ここの書き方も、平成27年度に改正しました。昔は努めるというのではなく、原則とするということで、基本的にはあまり例外を認めないという考え方でしたが、今おっしゃったように各市町教委から、特に自分のところにいた講師を中心に、一定、自分のところに来られる人もつくってほしいということがあって、年齢であったり、講師経験年数であったり、理由の説明できる方々については、市町教委とのお話の中

で一定増やしていっています。

今年度29年度4月に、確か11～12名については、ここでいう生活の本拠地なり、出身地に配置してという形で進めているところです。他の理由としては他県で教員をしていたが、家の事情で受け直して三重県に来ますという方であったり、いろいろなご事情があるので、そのようなときについては、それぞれのご事情も聞きながら、そのような形で配置をしているところです。

一方、例えば、逆に南のほうの地域の教員になっていただいた方、南のほうはほとんど受け皿がないので、基本的には北のほうに来ていただくという形であって、そうすると、同じ新規採用者の配置でも、北のほうの人は家から通えて、南の人だけはそれは、北というのがルールなんですかと、ということになっていけなと。そういう大きな意味では、自分がこれまで育った教育環境ではないところで、今、それぞれ各市町教育委員会さんでもいろんな考え方で教育を行ってみえるので、そういうようなことをまず知っていただく、感じていただくことも、非常に今後のためにも有用だということで、基本的にはそのようなことを原則としながら配置に努めています。言い方としては努めるという形で配置もさせていただきながら、ですけども、いろいろご事情がある。特に四日市ですと、多くの人材がある中で、少し自分のところについては、いろんなことをより相談に乗ってくださいというようなことについては、去年も話も聞いて、それならということでもさせてもらってきたところですが、それをどこまでやるかということについては、どうしても県は全体で人事をするという必要がございますので、その部分について丁寧に周知をさせていただきながらですが、ご理解も頂戴しているというところです。

森脇委員

11人ですか。じゃ、本当に少数ですね。

教職員課長

どう捉えるかというところですが。

森脇委員

もう一つ、隣接地域に行かせるという原則もあるんですか。つまり、津市の居住地を持っている新卒の学生だから、鈴鹿か松阪とか、そういうのはあるのでしょうか。

教職員課長

特にはないです。

森脇委員

ないんですか。じゃ、南の熊野に行ったりとかいう場合もあるという。

教職員課長

原則という形でお示しさせてもらっていますが、もちろん人材育成という観点ではありますが、あえてわざわざ無理にすごく遠くまで持っていくつもりはないと。できたら一番皆様のご希望に沿ったような形でしたいのですが、どうしても県全体で人事するうえで、やむを得ない場合についてはということ。よほどの教科、例えば、技術とか県で何人かしか雇わないため、どうしてもこの地域でという場合はわかりませんが、自分のここで頑張りたいという想いを生かして、初めて、より力が出るのかなという思いは同じですが、どうしても県全体で考えたときに、お話を丁寧にさせて

いただきながら配置をしなければいけない場合があるということでご理解が頂戴できたらというところです。

森脇委員

わかりました。私は今言われたようなことを説明できませんが、県教委はちゃんと考えていただいていますと言っておきますので。

教職員課長

長くて端的でなかったので申し訳ないですが。本当に丁寧に真剣にやっているところです。ですけども、全体のこともあるし、ある市だけがなんだと、この市だけはそういうことを言っていて、隣の町はどうかあかということであってはいけないというところは、どうしてもバランスも考えながらやる必要もございますので、そんなところです。

副教育長

かなり北勢は人口もとても多いですし、子どもの数も多いので、教員の数は当然多くなるということ、南のほうはとても少ないということ、エリアがとても広いということで、異動範囲も大きくなって、そこで教員になる学生の数も違うということで、そういう中で、例えば北勢のほうで、講師も出身学生もそうですが、自分のところの出身で合格した新規採用教員を、全て自分のところを中心に配置しようとなったら、県全体で配置が本当にアンバランスになるということと、今、課長が言いましたが、一方で教員の育成を考えたときに、一つの市町でずっと任用されるということは、それはそれでいい面もありますが、やはり多様に富んだ郷土教育を含めてやっているのを肌で感じる機会を逸してしまいますので、できる限り若いうちに肌で学んでいただきたいということをトータルして申し上げたような、最近では地域の方が地域に直接採用されるというのを少し努力をしながらやっているところです。

黒田委員

今度のところに、例えば6ページのポストについて、2の(2)若手及び女性の意欲と能力を重視し積極的な登用を図るといった文言が書かれていますが、一応私の中では、あえて女性と出てくるのが、若干、違和感を感じたのですが、ずっとこの文言も含まれてきたのか、どこかのタイミングであえて女性という言葉が含まれてきたのか教えていただけますか。

教職員課長

いつ、この部分をつけ加えたかというのはご説明できませんが、女性活躍推進法ができ、県のほうでも教育委員会も知事部局と別に計画を持っております。そうした中では、県におきましては、小中学校、県立、事務局も合わせて20%の女性の管理職にという形で目標を掲げてやっている部分があつて、そうした中で、学校現場につきましては、これまでももしかすると他の職と比べると、女性の活躍が大きかった職場かとも思うんですが。そういう中で、小学校は今現在で22%ぐらいの女性管理職の割合ですが、中学校であれば一桁、県立も一桁という中で、現在50歳以上の方であれば、男性は2人に1人ぐらい、女性は、一定のかなり少ない人数でも、管理職ポストを担えるんですが、今後40代、特に人数がごそっと減りますので、それこそ女性の教員の皆さんが、基本的に私も担わなければいけないと思ってもらわないことには、

小規模学校合わせて500校ありますので、そこでの校長先生、教頭先生の登用のできないことにもなりますので、より意識を高めていただくために若手という言葉も入れさせていただいたこととともに、女性というところも入れさせていただいたり、自分のこととして捉えていただきたいという意味で、別の書き方をさせていただいているということです。

原田委員

ここは私の意見というか、子どもたちの意見としてあったのが、部活動を中学校時代頑張っていて、今、いい指導者の先生がいらっしゃる、すごく強い近くの県立高校に行きたいと。でも、すぐ替わっていかれる可能性があるので、私学ならそれはないからという選択肢をされる方と、この新規採用者を国体までという、17ページの8番の項目と少しニュアンスは違うのかもしれないですが、県の中で国体までは選手を強化するために例外を認めているみたいな部分とか、先般から言われている越境入学の問題とか、それから、今日、議題に上がる公立高校と私立高校の配分とか、いろんなことが絡まってくるので難しい問題とは思いますが、そういう声があるということだけを、保護者委員として受けさせていただいているので、意見というか報告を逆にさせていただけたらと思います。現実問題がどうなっているのかというのが、まだ1年目でわからないので、あくまでも原則であって、部活動の強い学校の先生は転任までが長かったりするのかもしれませんが、子どもたちの意見としてそういうのが出ています。

教職員課長

県立の先生の人事では、その先生はクラブもやっているんですが、当然、教科というのがあって、その教科のことも教えていただいて部活もやっていく、そのバランスだと思いますし、県立高校でも力を入れている種目とか、場合によっては強化指定とかいろんなところがあるかと思いますが、そこは、その先生ということばかりではなくて、きちんとそれが対応できる後任であれば、県全体の中でやるのを基本と考えています。ですけども、そのようなご意見があることについては、感覚としてそうなのかなという形で聞かせていただいているところでございます。

岩崎委員

11ページの新旧対照表の中で、平成29年と30年で変わっているところというところ、「特色化の推進及び諸課題の解決」という諸課題の解決が入っているんですね。これって、今、原田委員からのご指摘があったように、一つの特色化のゆえに課題が起こっているというの、今回の区域外の話があるんだろうと思うんです。ですから、これは新規採用した教員が国体までの間、(5)によらないものとするということ以外の、例えば、この前ここでも議論がありましたが、白子の吹奏楽の通学区域をどうするのかというときに、吹奏楽の指導をしている先生が異動したらどうなるんだとか、そういう問題は多分出てくると思うので、その意味で言うと、それが考慮されて諸課題の解決というのが入っているのかなという気がしています。

ですから、今回の一方では区域外の通学の話なども受けて、多分31年度の実施要領ぐらいには、ここの部分が課題を解決するための反映の具体的な転任の方針ということで示されることになるのかなと見たのですが、そういう話で諸課題の解決という

文言が入ったということでしょうか。

教職員課長

ここで入れさせていただいたのは、もっと広い意味での、今は県立でも学校マネジメントシートとかいうようなものをつくって、その中には、目標もあるが課題もあってというようなところで、学校長とすると、それらをこのような形で学校経営を進めたいという中では、いろんな観点の課題とかいろいろあると。それらのことも含めて特色化を推進するため、又は自分の学校の特色化を進めるための諸課題というのはいろいろありますので、少し言葉を大きく捉えて、変えたということでございます。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案通り可決する。－

・審議事項

報告2 平成29年度三重県学校保健功労者表彰について (公開)

(辻次長説明)

報告2 平成29年度三重県学校保健功労者表彰について

平成29年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。平成29年11月20日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

資料の1ページをご覧ください。まず、表彰の概要ですが、趣旨は、三重県内の公立学校において、学校保健の向上、発展のために、永年にわたりその職務に専念し、その功績が顕著な学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対し、その功績をたたえ教育長から表彰するものです。

次に、推薦基準です。学校三師である、学校医、学校歯科医、学校薬剤師ですが、学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、11月1日現在、60歳以上の者。そして、学校保健に顕著な功績があつて、現在も学校保健の発展・向上に努めている者としております。また、過去において、学校保健に関する功績により、国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者としております。

なお、表彰に当たりまして、④のところで、医師会、歯科医師会、薬剤師会からそれぞれ2名の推薦をいただいて、合計6名の方の推薦をいただいております。

いただいた6名につきまして、平成29年10月25日に、教育委員会事務局内部で審査をいたしまして、基準に適合していることを確認しております。6名につきましては、「2 被表彰者名」のところに書いてありますとおり、学校医は岡田力さんと藤後幸博さん。学校歯科医は、木村和芳さんと岡村浩一さん。学校薬剤師は、村田耕作さんと齋藤佳代子さんの6名としております。

功績につきましては、2ページに簡単にまとめております。

まず、岡田力さんにつきましては、現在72歳でございまして、学校医として現在まで通算34年間にわたり、学校保健活動を誠実に精励されております。

次に、藤後幸博さんですが、75歳で、学校医として現在まで通算40年間にわた

り児童の健康管理に多大な努力をされていただいております。

次に、木村和芳さんですが、67歳で学校歯科医として現在まで通算35年間にわたり、口腔衛生の普及と向上に尽力を重ね功績を残されております。

岡村浩一さんは62歳で、学校歯科医として通算33年にわたり、同じく口腔衛生の普及と向上に尽力を重ね功績を残されております。

村田耕作さんは、66歳で学校薬剤師として現在まで通算30年間にわたり、児童生徒のよりよい環境づくりに貢献されております。

最後、齋藤佳代子さんですが、63歳で学校薬剤師として現在まで通算37年間にわたり健康的で快適な学習環境の維持向上に貢献されております。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでございましょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（中間案）について（公開）

（辻教育政策課長説明）

報告3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（中間案）について

校長及び教員としての資質の向上に関する指標（中間案）について、別紙のとおり報告する。平成29年11月20日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

それでは、1ページをご覧ください。この指標については、先月10月2日にそれまでの策定状況について報告させていただいたところですが、今日は、更に進めたところで中間案についてお話をしたいと思います。

最初の文章にありますように、国の指針を参酌しつつ、「三重県教員育成協議会」を開いて策定を進めています。これまでに2回、8月と10月に協議を行い、別紙のとおり中間案をまとめさせていただきました。前回、お話ししてなかったところで、1の（1）ですが、対象となる学校種については、公立の小学校、中学校、義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校となっており、本県ではこれらの学校をまとめた形での指標の策定をさせていただいています。対象となる職については、校長、准校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭となっています。

それでは、中間案ということで、別紙5ページからのA3の資料をご覧ください。10月2日に説明しましたように、構成としましては、横軸に教員のライフステージ、成長段階、縦軸に教員に求められる資質能力に関する項目について、これを選定した考え方や配置等を前回説明させていただいたところです。

前回の説明より少し変わっているところですが、最初の素養の部分で、教育的愛情、使命感、責任感を3番目に置いていましたが、1番目に持ってきました。協議会の意見等で「教員は一番ここを大切にすべきではないか」というご意見をいただきまして、この部分を一番上にお示しさせていただきました。これも10月2日には、横軸と縦

軸の交差する中身の部分については示してなかったのですが、今回はこの具体的な記述を入れさせていただいております。そして、この横軸と縦軸の交差するところが、それぞれのライフステージに求められる目標となります。教職着任時の部分については、「新採のときに求められる基本的な力」ということを記述しました。したがって、表現としては、「理解している」とか、「身につけている、身につけている」というような表現が多くなっております。

第1ステージから第4ステージについては、それぞれの段階で求められるもの、目標を示していますので、基本的に「できる」という表現を多く使っています。

そして、第1ステージは、まずは基礎・基本を固めるという基本的な部分から、段々と向上させていくように記述してありますが、ほかにも第1ステージについては、例えば授業改善の3行目にありますように、「他の教員のよいところを取り入れる」ですとか、2枚目に移りますが、危機管理やチームワークのところにありますように、他の教員の「指導・助言を受けながら」という観点をいくつか入れております。

第2ステージのところですが、授業計画や授業力の中にあるように、「創意工夫を凝らす」とか、2枚目の危機管理とか、人権教育にあるように「周囲と相談・確認しながら」とか、「他の教職員と連携しながら」という観点を第2ステージには設けてあります。

第3ステージは更に発展的なことということで、例えば授業計画のところを見ていただくとわかりやすいのですが、高い専門性を身につけているということ。若手教員に適切な指導助言ができるという力の見方を入れてあります。

第4ステージはさらに、高い専門性だけではなくて、授業計画のところにもありますが、豊かな経験を活かしてということと、若手教員だけではなく、他の教員にも適切な指導・助言ができると。

これだけの中で、ある程度具体的なことを示すことも大切だと考えましたので、例えば、第1ステージの授業実践というところを見ていただきますと、「各時限の目標を明確にした授業を実践し」という形で、例えば授業では目標を明確にしましょうということとか、2枚目に移りますが、いじめに関する事項にありますように、「児童生徒の発するサインを察知し」、これは第3、第4ステージにも入れていますが、「わずかな変化を察知し」という、具体的にこのようなことに取り組もうという形の中身も入れさせていただいております。

3枚目に移ります。今度は教頭、准校長、校長の指標です。ここで前回と変更させていただいたところは、協議会やこの場でもありましたように、「チームワーク、人材育成」というのがありますが、先生の授業力、指導力の向上が中心となる授業力を高めていくという観点が必要ではないかというご意見を頂戴したところです。そこで、上から5つ目に、「教員の指導力向上」ということで、人材育成とは別に、授業力を中心とした指導力の向上に関する項目を設けさせていただきました。

そして、考え方として、例えば校長のところですが、上から7つ目の危機管理のところですが、「危機発生時には対応方針を明確に示し」ですとか、同じようにいじめに関する事項でも、3行目から4行目に、「いじめが発生した際には、対応方針を明確に示す」など、校長の役割としてしっかりと対応方針を示していくという考え方を

示しています。

それから、教頭の役割としては、例えば人権教育とか、これもいじめに関するところですが、組織的に取り組んでいけるように職員を束ねる、まとめていくという考え方を行動の中に入れました。

4枚目、5枚目につきましては、枚数が増えましたが、養護教諭、栄養教諭に関して専門的な事項をまとめたものです。

資料の1ページに戻っていただきまして、「2 今後の策定スケジュール」というところですが、11月から12月、今、市町教育委員会や関係大学等の意見聴取を既に始めております。そして、12月に議会で説明させていただき、最終案を策定し、2月5日に最終案に係る協議を第3回の育成協議会で行い、3月の策定に向けて進めていきたいと考えています。

説明は、以上です。よろしく申し上げます。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

森脇委員

資質能力の向上に関する指標を、養成、採用、研修を一貫してつくっていくという作業は大変ご苦労さまで、それを共有していくことは、とても大事なことかと思っています。全体的に言うと、非常に工夫されたというか、できるだけキャン・ドゥ・リストにしながら具体化しようとしているところも、非常に苦労されて、かなりいいものになりつつあるのではないかと全体的には感想としてそう思っているのですが。

いくつかコメントをしたいのですが、一つは、養成段階のときに何々を身につけているというような言い方ですね。それは着任時のことだから、それはそういうふうに表示したとさっき説明をされましたが、やっぱり養成教育の目標としては、できるという言葉を使ってもらったほうがいいのではないかと。例えば、指導案が一応は書けるとか書くことができるかというようなぐらいのレベルの目標にもらったほうが、はっきりするんじゃないかとは思ったりします。だから、しているという言い方、理解しているという言い方だと、理解の内容があまり具体的なイメージがまだ、それだけ配慮していただいているとは思いますが、一方、大学の人たちもこれにかかわっているということは、もう少し明確にもできるんじゃないかと思うのが一つ。

もう一つ、細かいことになるかもしれませんが、2ページ目一番上の「学級経営と学校運営への参画」は、学級経営も学校経営も経営という言葉が使われて、組織的なマネジメントだという発想はわかりますが、全く対象が違うから性格も違うんじゃないかと。むしろ、これは2つに分けて、学級経営のほうは1枚目に入れたほうがいいんじゃないか。そうじゃないと、授業と学級経営というのは両輪だという、いろんなところでQ-Uをやりながら授業改善を進めている実態とも合わないし、これは一体として課題としたほうが、整理としては実質的ではないかというのが2点目です。

それから、あと、ちょっと気になるのは、例えば先ほど説明された授業力の中の授業実践と、第1ステージのところ、例えば各時限の目標を明確にしたという、これ

はわかりますが、これは次の段階ではどうなるのか。明確にただけではやっぱりだめで、その中身が問われないと、つまり目標や目当てというのがちゃんと中身を伴ったものになっているかというようなことに発展していくはずだと思うんです。それが、同じように第2ステージでも同じであってということではなくて、第2ステージになったら、より各時限の目標を明確にしという、明確な目標の中身がもっと問われていくのが第2ステージだろうと思うんです。だから、2ページ目で第1ステージで述べたことが、一体どうなるのかということが、それはほかのところもそうだと思いますが、説明が要るんじゃないかと。だから、これが終わってしまっているような、つまり第1段階で目標を達成したら、次は問われないみたいなことにならないようにするにはどうしたらいいかということも、この表が実質的な意味を持ってほしいとすごく願う立場から言うと、そういう目標を言葉にただけというようなことにならないように何か工夫が要るのかなという感じがします。3つだけお話を。

教育政策課長

ありがとうございます。まず、教職着任時については、今のところ、理解しているとか身につけている形にしてありますが、そのことも踏まえながら、また検討させていただきたいと思います。あえて、理解している、できるという表現をしてあるところももちろんございます。そんなことも踏まえながら、このことについては、どちらが適切なのかというのをしっかりと考えていきたいと思います。

学級経営の部分ですが、確かに内部の議論の中では、委員がおっしゃったような考え方もありました。こうやってつくってみると、一つの項目で完結するのではなくて、いろんな項目が絡み合っているのかなという気がします。例えば、「授業力」にしても、「児童生徒理解」の分野もありますし、授業規律ということになると、「生徒指導」という面もあろうかと思います。この「学級経営」についても、例えば学級内の良好な人間関係づくりという面からすると、「児童生徒理解」であろうと思います。だから、そこに近いと思いますし、学級規律の確立という面からすると、「生徒指導」に近いというところで、今のところ、この場所に置かせていただいております。書いてある内容にもあるんですが、学校教育目標を理解して児童生徒の実態に合わせた方針を立てて行う学級経営という観点で書かせていただいております。今、そういう整理をさせていただいてあるところです。他県でもそういう整理をしたところが結構ありますが、そういうところも見ながら、ご意見もいただいたところを考えて検討をしていきたいと考えます。

先ほどの一つ例を挙げた授業実践での目標のところですが、もちろん第2、第3ステージは要らないというわけではなくて、これが最初に申しましたが、段々向上していくという観点での記述は確かに大事だと思いますし、第1で目標を書いているから第2、第3は関係ないということではないですが、少しこのあたりについて、全部向上していく観点で書いてしまうと、非常にたくさんの記述になってしまいますので、そのことも踏まえて、今後また記述を考えたいと思います。

教育長

ほかにかがでしょうか。

原田委員

先日の市町等教育長会議でも質問が出てお答えいただいていたこの指標は、評価との位置づけはどうなんでしょうか。南勢地域の教育長さんから質問が出ていたりする意味合いも、いまいち、私の頭の中で整頓できなくて、今、森脇委員がおっしゃった言葉もようやくで、本当に語尾の一つひとつまで細かく指標の制作をしていただいていますし、あと、逆にいえば、先生方に求められるものとは、文字にするとこんなにたくさんあるんだというものを実感していますし、この3月を目標に、そもそも論になりますが、これができた後の今後のこの指標というのは、どういうポジションにあるのか。これが例えば森脇委員がおっしゃった目標のさらに次も見据えていかなければいけないという意味で言うと、この間のお答えだと第1ステージをこの段階でクリアしてなかったら、第2ステージには昇進できませんというものではないんですね。なので、指標を策定して、これはどういう場所でどういう方にどういう目線で見ただくものなのかという根本的な質問で申し訳ないですが、教員がこれを共有しようというところにある目標なのか、そのところを漠然とした質問で申し訳ないですが、お願いできればと思います。

教育政策課長

これはまさしくタイトルにありますように、みずからの資質を向上させていこうと、そのための目標を示すための指標になります。なので、教員にとっては、さらに今、5年目の教員だったら10年目、さらに20年目はどういう力を持っていないといけないのかということ自分をしっかり努力しましょうと。

そして、自己評価というのもあると思うんですが、自分ができているかなというところもある。そういうものを示していくことになります。

また、管理職を目指す職員にとっては、校長、教頭ってどんな力を身につけなくてはいけないのかということを示すことになりますし、先ほど大学の話も出ていましたが、教職を目指す学生にとっても、採用されるまでにどんな力を身につけなくてはいけないのか。今、講師をしている人にとっても、採用に向けてどんな力をつけなくてはいけないのかと、そういうようなものを示すものです。

市町教育長会議でも評価についての質問を頂戴しました。例えば、よく質問の出るのは、書いてある中身の人事の評価基準の中には責任感とかコミュニケーションとか学習指導というふうに同じような項目がこれと並んでいます。そして、人事評価の評価基準の中に具体的な行動例というのが示されていて、よく似た表現という文章が並んでいるところがあります。

ただ、違うのは、評価のほうは、こういうふうなものに対して評価の段階の判断基準、例えば5・4・3・2・1の判断基準を示して、それで評価するというものです。成長段階において身につけるもの、書いてある中身はよく似ているんですが、こちらのほうは評価基準を示すものではなくて、その段階に応じて求められるものもしっかりと見て、それを目指して頑張ってもらって、努力していただくというものなので、趣旨と目的が異なるものであるということもこれからも明確にしていかなければならないと思います。できた以上は、学校にもしくは大学とか学生にもしっかりと周知して、ホームページにも載せてやっていかなければならないものだと思います。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。

岩崎委員

目指す姿を出すことは、すごく重要なことだし、それでこれを活用していただいて、あと、これに研修計画がついてくるわけですね。そのときに学校の先生は教室で子どもたち生徒を教えたいというのがすごく強いわけだから、指導教諭というのは、多分、これで目指す姿はある程度わかるんだろうと思います。

主幹教諭を希望しようかという先生は、これで目指すべき姿というのはわかるんだろうかというのが、ちょっと疑問ですね。やっぱり学校の管理運営の部分で、具体的に主幹教諭はどんな仕事をするのかというのが、あまり明確には書かれていないですよ。そうすると、目指すべき姿といったときに、指導教諭は教えるということについていろいろなことをやらなければならないとわかりますが、主幹教諭が具体的にどういうことをするのかというのは、もう少し各項目の部分でも書けないかという気がちょっとしますが。特に防災とかそういうことはどうなのかなと思います。

教育政策課長

防災のところは今書いてないです。そのあたりは明確な部分がありませんが、ただ、主幹教諭自体は管理職をかなり補佐するという役割がございますので、さらに管理職の部分をしっかり見ながら取り組んでいただくと。

ただ、記述自体はもう一度見直したいと思っています。管理職の部分をしっかり見ながら、それぞれの役割をしっかり見据えて取り組んでいただく形になるのかなと考えています。

岩崎委員

全員が全員、教頭、准校長になるわけではないということもありますが、それなら校長、教頭、准校長の並びで主幹教諭が書けたらいいんですが、これはやってはいけないのですかね。

教育政策課長

ステージとしては教員ということですので。授業者でもあり、管理職でもありますので。

岩崎委員

そっこのほうにやっぱりウェイトがあるということですね。

森脇委員

先ほど原田委員が言われたこともそうですが、このステージを出すときに、取説か、あるいはリーディング文みたいなものがあるといいなと思って。例えば、私が指摘、コメントしましたが、第2ステージだけに各時限の狙いや目標を明確にするのではなくて、そこから以降、それは深まっていく、書けないですが、そういうことを意味していますという取説みたいなものがあるといいですね。

教育政策課長

そのあたり、リーディング文を今、考えようとしておりますので、それも付けてまた提案させていただきたいと思います。

教育長

あと、よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告4 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について（公開） （辻教育政策課長説明）

報告4 高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について

高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会の開催状況について、別紙のとおり報告する。平成29年11月20日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。
それでは、1ページをご覧ください。

このように部会を設置していくことについては、6月の最初のほうの定例会で、高等学校募集定員総数を説明させていただいたときに、簡単に触れさせていただいたところですが、これまで2回、会議をして、今日はその報告ということで、改めて設置の経緯等を最初のところで詳しく説明させていただきたいと思います。

最初の3行にありますように、高校の募集定員については、「公私比率検討部会」、平成25年12月に提言を出していますが、そのまともに従って、平成33年までの方向性を踏まえて、年度ごとに公立高等学校協議会で協議を行って策定をしています。その部会の提言を資料1として3ページ以降に出っていますが、これについて少し説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。資料1です。平成25年にこの検討部会をしました。そのときの背景は、最初の3行にあります。高校の募集定員総数が近い将来、大きく減少することが予想される。その中で公立と私立の役割を踏まえた中長期的な公立・私立の募集定員比率のあり方について検討をしたというのが背景です。

募集定員の策定については、本県の高等学校の生徒募集定員が「公私協」という場で中学校卒業者の進路状況の検証などを行いながら、年度ごとに策定されてきました。背景にある考え方は、高校への進学を希望する中学生等の進路を保障するという観点を重んじています。大きな1番の最後の3行に、提言の中では、年度ごとに中学校卒業生数が増減する中、生徒募集定員は、今後もこれまでと同様に、将来的な公私比率等をあらかじめ設定するのではなく、公私協の場で年度ごとに協議を行い策定することが必要ですということをもとめました。

そして、3ページの大きな2番では、県立と私立は、ともに公教育を担って、生徒・保護者の幅広いニーズに応えるために、双方がその役割を果たしていますということで、県立高校と私立高校の役割をここに示しました。

4ページに移ります。県立高校と私立高校は互いに切磋琢磨し、また、協力し、一層の特色化・魅力化を図っていくことが求められますということで、今後の募集定員の公私比率等については、将来的な比率を確定的に定めるものではないものの、中長期的な方向性を明らかにする必要があるということで、ただ、その後に、県立高校と私立高校の設置状況や中学校卒業者の増減及び進学状況等が地域によって異なることから、地域ごとに方向性を明らかにすることが必要ですということで、この平成25年は地域ごとに方向性をまとめました。

3の(1)のところでは、地域ごとの方向性というのは、各それぞれの場所で、最後の「こうしたことを踏まえ」から始まる段落に方向性が書いてあります。その段落の2行目です。「県立高校の比率が現在よりもやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように定員策定がなされる必要があります」というふうな記述をしたのが、桑名・四日市地域と鈴鹿・津地域です。

その段落の終わり4行に、「中学生等の進路を保障するという観点を重視し、策定を進めることが求められます」ということと、「高校教育の多様な選択肢の維持・充実が図られ、各学校の一層の特色化・魅力化が進められるよう、公私双方が努めていく必要があります」、この部分については、ほかの地域にもほぼ表現が変わらず、ほかの地域でも全て入っています。

4ページの下から5行目が、松阪地域の方向性ですが、「公私の比率において、現在と大きく変わらないように募集定員の策定がなされる必要がある」と、5ページ、伊勢地域についても、「こうしたことを踏まえ」の段落の2行目ですが、「公私の比率が現在と大きく変わらないように」という記述になっています。

伊賀地域、尾鷲・熊野地域、尾鷲・熊野は私立高校がありませんが、これも「公私比率が現在と大きく変わらないように定員策定がなされていくことが考えられます」というふうに、各地域、(1)の桑名・四日市、鈴鹿・津では、公立が低く私立がやや高くなるようにということです。ほかの地域は現在と大きく変わらないようにという形で記述がされています。

7ページをご覧ください。7ページに当時の予測のグラフがあります。当時、見たところ、平成33年3月までは非常に中学生の数が減っていくということで、この33年までを踏まえて、この提言をつくりました。

そして、今言いました地域ごとの方向性を踏まえて、全体の募集定員の策定というところをまとめました。

4ページをお願いします。4ページの上から3つ目の段落になります。今、説明しました中長期的な方向性については、高校教育の多様な選択肢の維持・充実や、学校の特色化・魅力化の推進が図られるという観点から、5年後、平成30年度を目途に、部会の場を改めて設置して検証を行うということに当時はなりました。

それでは、本題に戻りまして、1ページです。このように25年度の部会の提言では、検証の年度を30年度と基本的にしていましたが、その4行目からにありますように、県内の中学校卒業生数が、平成29年3月から33年3月の4年間で1,800人と大幅な、本当に1,800人の減少というのは、これまで考えると十数年かかった減少ですが、これが、これからの3、4年で減少するというものです。そして、公立私立高等学校協議会においても、検証の場が必要であるという意見が出されたことから、今年9月に部会を設置させていただきました。構成員はそこに書いてあるとおりです。そして、当時のまとめが平成33年度まででしたので、33年度までの公私比率のあり方について、検討と検証作業を行っています。

では、開催状況として、これまで出た意見を中心にまとめさせていただきました。第1回のところです。公私比率の推移、中学校卒業生数の進学状況等を資料として、部会の提言を踏まえ、高等学校の募集定員の策定状況について第1回は検証を行います。

した。最初の3つは、中学生の進路実現、進路保障の立場からの意見になっています。生徒の進路保障の実現を大事に議論を進めてほしいということとか、普通科ばかり減らないように、多様な学科・コースの配置が不可欠であるというのが2つ目の意見です。3つ目としては、人口の少ない地域、ここは高校がなくなってしまうと進路保障がなされませんので、高校があることにより、中学生の進路が保障されていることが大切であるということです。

4つ目は、保護者の立場からの意見ですが、県立高校の定員を削減するということは、保護者の視点から見ると、経済的に厳しい家庭がある中で学費の高い私立高校の比率が増加するとか、専門学科は県立高校しかないので、比率が下がると生徒の選択肢の幅が狭まってしまうのではないかとということが言われました。

1ページの下2つは、私立の立場からのご意見ですが、例えば2行目です。県立高校と私立高校の修学費用の差が少なければ、もっと私立高校が選択されるのではないかと。経済的に厳しい家庭もあるので、私立高校の合格が決まったとしても、県立高校の再募集を受験するケースがあるという現状のご指摘もありました。

2ページに移ります。地域ごとの方向性を出していますが、その方向性に沿って私立高校は定員を減らさなければ意味がないのではないかとのご意見がありました。

(2) 2回目の検討部会では、1回目の方向性の検証の続きに加えて、平成33年3月までの公私比率のあり方についての協議を行いました。ご意見としては、一番上にありますように、行きたい高校が身近にあることが、生徒・保護者にとって大切であるというご意見。2つ目、3つ目、4つ目は、私立高校の立場からのご意見です。私立高校の定員を減らすことは、経営上の問題が大きい。なので、募集定員の策定で私立高校の比率がもう少し高くなるように工夫してほしいというご意見。

2つ目は、私立高校では入学定員を超過している学校は、魅力ある学校づくりに取り組んだ成果なので、その成果を評価して策定に取り組んでほしいというご意見です。

4つ目として、私立高校は定員を減らさないということではないが、維持するためには最低限必要な規模があるということ。

その次は、県立側からの意見になると思いますが、県立高校は統廃合や定員を減らすことで対応してきたが、小規模になりすぎている学校もあるということで、今後、特に南部地域は限界があるのではないかと。こと。

県外への私立高校への進学者が増加しているというのがデータで見られました。なので、そういうことを分析して、各学校が特色化をどう図っていくかという議論が必要ではないかという意見。募集定員の策定について、急激に方針を変えるのは難しいが、生徒減の対応については、県立、私立ともに応分の負担をしていかなければ、なかなか納得されないのではないかとのご意見もありました。

そして、2回目の協議が終わった段階で、※印のところですが、2つの点については、33年以降も続けていくべきだろうということが確認されました。1点目としては、募集定員は公私比率をあらかじめ設定するのではなく、中学校卒業者の増減に応じて年度ごとに協議を行い策定する。2つ目として、県立高校、私立高校は、ともに公教育を担い、双方がそれぞれ役割を果たしながら、生徒・保護者の幅広いニーズに答えていくことが必要であると。

言い替えると横の3ページにあります、1番の最後の3行、2番の最初の段落に書かれてあることが、今後、33年度も引き続きやっていくべきではないかということが確認されました。

今後の進め方ですが、第1回と第2回の部会での意見を踏まえ、第3回、第4回で33年度までの公私比率のあり方について協議をし、部会としての方向性をとりまとめて、30年3月の年度末に親協議会である公私立高等学校協議会に報告したいと思っております。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでございましょうか。

黒田委員

1ページ目の一番下の○のところ、県立高校の再募集を受験するケースが見受けられるということですが、実際のところ、例えば、私立には行けないか、学費の問題などがあって、再募集を受けるじゃないですか。ここで万が一、落ちてしまった子たちは、私立の高校に進んでいるのか、中卒になっているのか、多分、ごくわずかだと思いますが、そういう状況は教育委員会のほうではわかりませんか。

教育政策課長

私立を合格して、いったん入学金とかを払って手続きをされているわけですが、それでも経済的なこともあって、できれば県立に空きがあれば入りたいという生徒が何人かおるのではないかと指摘です。いったん入学金を払っているのです、おそらくですが、そこで再募集で不合格になれば、もともと入学金を払った私立には入っているだろうということは予想されます。でも、少しでもそのような形で県立に空きがあれば入りたいということは、状況としてあるんだろうと思います。

黒田委員

論点からちょっとずれますが、やっぱり親からすると、公立でも私立でも、入った以上は本人の努力もさることながら、学校の姿勢というんでしょうか、次につながる学校教育をしていってもらいたいと切実な思いがあります。

本当に今、どんどん年収も下がってきている傾向もありますので、世の中、厳しい状況とかを考えていくと、本当に年度ごとでしっかり検討されていくのが、教育委員会としての役割だろうと感じますね。

教育政策課長

行けなくなることがないように、年度ごとにしっかり中学生の数を見てやっていかなければならないという考えは、これからも大切だと考えます。

教育長

それでは、ほかにいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告5 四日市工業高校ものづくり創造専攻科入学者選抜について (公開)

(徳田高校教育課長説明)

報告5 四日市工業高校ものづくり創造専攻科入学者選抜について

四日市工業高校ものづくり創造専攻科入学者選抜について、別紙のとおり報告する。
平成29年11月20日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

四日市工業高校ものづくり創造選考科入学者選抜について報告いたします。1ページをご覧ください。「1 特別選抜」は、平成29年9月19日に実施をいたしました。募集人数12人程度に対して、機械コースに3人、電気コースに1人、合計4人が合格しています。

一般選抜につきましては、平成29年11月11日に一般選抜を実施しました。募集人数16人に対して、機械コースに2人の応募があり、2人が合格しました。このことにより、現在の入学予定者数は、機械コース5人、電気コース1人、合計6人となっています。

「4 今後の対応」をご覧ください。現在、20人の定員を満たしておりませんので、改めて再募集を実施いたします。14人を募集し、平成30年3月12日に検査を行い、合格発表を3月19日に行います。検査では学力検査、面接、実技検査を実施いたします。2ページと3ページに再募集の実施要項をお示ししております。

再募集の応募に向けた取組といたしましては、専攻科に興味を持った生徒への説明会の開催で、大学との連携や企業による実習など、魅力を伝えてまいります。

四日市工業高校ものづくり創造専攻科入学者選抜についての報告は、以上です。

【質疑】

教育長

それでは、報告5については、いかがでしょうか。

原田委員

最後の言葉のところ、ちょっと趣旨と違うかもしれないですが、ちょうど先だって岐阜県に研修に行った先の軽度知的障がいの方を社会に出すために、すごくいろんな会社とタイアップをして、そこがちょうど、このものづくり創造専攻科より工業的知識を深めて、就職優位と言っては変ですが、今は県立の工業高校を卒業して、もちろん就職していく子のほうが多いでしょうが、先だってもお話ししたように、専門学校とか大学とかに進んでいく子たちの中で、でも、やっぱり工業の知識も生かして、いずれ社会に出るに当たって、企業とのタイアップというのが非常に大きな魅力になるのではないかと。具体的に実社会のことが、先生という立場からではなくても、外部の先生から学べるということだったり、いずれは、そのタイアップを利用して企業へ就職していけるというのを、先だっ行って行かせていただいた軽度知的障がい者の子たちを岐阜県で教育している現場がそういうようなことをおっしゃっていたので、趣旨は違いますが、企業とのタイアップを重視していただきたいことと、あと、私、前にもお話しした、まだまだ中学生に対するPRが足りないと思うので、工業高校を目指す子たちは非常にたくさんいるわけで、専門学校と違って、こういう更なる学び方もあるというのを、中学校レベルの段階での今度、PRをと。これはまだまだこれから

というところだと思うんですが、非常に募集定員に対する人数が不足しているところを見ると、そういうPRをぜひお願いしていければと思います。お願いしていければという言い方が変かもしれませんが、そうしていくことによって、より認知度が高まっていくのではないかと思います。

高校教育課長

参考にいたしまして、企業等との連携を深めたり、PRを積極的に行っていくように努めてまいります。ありがとうございます。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

森脇委員

募集定員が埋まらないということの苦しさは、私もひしひしと違うところで実は感じているところです。カリキュラムの中身の魅力というのがありますが、出口の保障というか、例えば、大学との連携で推薦枠をもらえるとか、そういったこともできるだけたくさんのインセンティブをつくっていく必要があるかと思います。参考になるかどうかわかりませんが。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第39号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について（非公開）

徳田高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

報告1 平成30年度当初予算の要求状況について（非公開）

藤森教育財務課長が説明し、全委員が本報告を了承する。